

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、平成 27 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳によると 45,881 人になっています。平成 17 年までは増加が続いていましたが、平成 17 年をピークに減少に転じています。世帯数は 15,818 世帯で、10 年間もずっと増加が続いていますが、1 世帯あたりの人数は 2.9 人で減少し続けています。

年齢階層別人口の構成比を見ると、14 歳以下 14.5%、15～64 歳の生産年齢人口が 60.0%、65 歳以上の老年人口は 11,683 人で 25.5%となっており、この 10 年間で年少人口は 1,043 人の減少、老年人口は 1,967 人の増加となっており、着実に少子高齢化が進んでいます。

本市の特性として、恵まれた自然環境のもと、古くから第 1 次産業を中心に発展してきたまちであり、農林水産物の特産品をはじめ、これらを生かした加工特産品が数多く開発されています。小城羊羹を筆頭に清酒、米、鯉料理、海苔等々、多様な特産品を誇ります。

しかし近年、このような特産品の加工業等は、人口比率と同じく高齢化が進み、また交通の利便性がよいことが逆に労働人口の流出を招き、後継者不足による閉店・閉鎖が相次ぎ、かつて商店街であった町並みは閑散とした状況となっています。小規模事業者の中でも特に個人経営者が多く高齢化が進んでおり、追加投資による技術の刷新や新技術の導入等をしてまでも製造業を継続させたいと希望する人がいないのが現状であるため、まず後継者を育成する環境を作るための追加投資に対する市の支援が強く求められているところです。

また恵まれた自然環境を利用した飲料や日本酒の製造は年々製造量を増やし販路を拡大しており、今後更なる発展が期待されています。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の投資を促すことで、企業誘致により誘致した工場（牛津、小城）の更なる発展並びに本市への新規参入事業者及び既存事業者の新技術導入等による生産性の向上を通じた経済発展を目指す。

具体的な目標として、計画期間中に 36 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画認定事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取組を促すため、導入を促進する本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象地域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①本市において市税に滞納がないこと

②認定経営革新等支援機関（商工会、商工会議所等）の事前確認を行った計画であること

③人員削減を目的としたものでないこと

④先端設備の導入により、増収増益、雇用者数の増等、販路拡大等が見込まれるものであること